

(案)

令和2年 月 日

山梨県知事 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長

意見書

地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構の令和元年度に係る業務の実績に関する知事の評価について、当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

令和元年度地方独立行政法人山梨県立病院機構業務実績評価書（原案）のとおり評価することは妥当である。

(案)

令和2年 月 日

山梨県知事 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長

意見書

地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構の第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する知事の評価について、当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

地方独立行政法人山梨県立病院機構第2期中期目標期間に係る業務実績評価書（原案）のとおり評価することは妥当である。